

災害ボランティアセンター協力員登録制度とは…

北名古屋市内、近隣市町、若しくは遠隔地で災害が起きたときに、被災地の支援活動に協力できる方が災害ボランティアセンター協力員として事前に登録していただき、被災地の支援活動を円滑に実施するための制度です。

1 協力員に登録できる方

- (1) 健康でボランティア活動に支障がなく、体力に自信のある方
- (2) 被災地の責任者の指示に従って活動できる方

2 協力員のメリット

- (1) 北名古屋市災害ボランティアセンター設置・運営訓練などの情報を提供します。
- (2) 被災地の情報を提供します。
- (3) 被災地で活動された方に助成金を支給します。

※詳細については、被災地等災害ボランティア活動者支援事業をご覧ください。

3 登録方法

災害ボランティアセンター協力員登録票をご提出ください。